

住民監査請求監査結果

平成26年12月22日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	1
5	主張する事実の要旨及び措置要求	2
第 2	要件の審査	2
第 3	監査委員の判断	2
第 4	監査の実施	2
1	請求人の証拠の提出及び陳述	2
2	監査対象事項等	3
第 5	事実関係の確認	3
第 6	監査の結果	4
第 7	監査の結論	4
第 8	監査委員の意見	4

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年10月29日

2 請求者

6人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件は、平成25年11月8日付湯沢北部自治協議会主催健康交流会名目で、健康増進目的で行われたグラウンドゴルフ大会に対し、交際費から10,000円を支出してトロフィーを寄贈しているのだが、しかし、湯沢北部地区自治協議会には「地域づくり事業交付金」として、昨年度分だけで430,805円が交付されており、その事業内訳の一つに「前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフ」という支出勘定が存在し、143,884円の予算が振り分けられている。そうであれば、トロフィー代は交付予算の中から支出されるのが当然であり、別途交際費から支出する必要性はないといえる。

交付金には、その予算の範囲内で地域づくりに対する自治権を付与するという意味付けがあり、ただ機械的に支払われたものではない。従って、自立的な運営費の中から予算の許す配分率でトロフィーを購入すれば済む話で、地域交流という性質を考慮すれば、特段豪華な景品や賞品である必要はなく、10,000円もするトロフィーというのは、公的経費に於ける必要最小限度の原則（地方財政法第4条第1項）からも外れるものだ。

しかも、本大会は交通安全協会前森支部との共催であり、協賛金や物品を求めるにしても、本来的には共催者へ負担を請うのが筋であり、交際費から支出すべき性格のものではない。

よって、交際費から支出された10,000円を市の損害と認定し、必要な措置を講じるよう勧告せよ。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- ① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書及び領収書の写し 各1枚
（起案 平成25年11月5日 支払年月日 平成25年11月8日 前渡資金整理簿記載 平成25年11月5日）
- ② 健康交流会（グラウンドゴルフ大会）開催案内通知及び領収書の写し 各1枚

③ 事業概要「平成25年度地域づくり事業交付金」冊子の写し 1冊

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、平成25年10月13日湯沢北部自治協議会が開催した「健康交流会(グラウンドゴルフ大会)」へトロフィー代として交際費から支出した経費については、市から湯沢北部自治協議会へ「地域づくり事業交付金(前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフ含む)」が交付されているので、交付金から支出すべきものであり交際費より10,000円(トロフィー代)を支出する必要性はなく10,000円を損害額と認定し、必要な措置を講じるような勧告を出すよう求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成26年11月11日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成25年10月13日湯沢北部自治協議会が開催した「健康交流会(グラウンドゴルフ大会)」へトロフィー代として交際費から支出した経費については、市から湯沢北部自治協議会へ「地域づくり事業交付金(前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフ含む)」が交付されているので、交付金から支出すべきものであり交際費より10,000円(トロフィー代)を支出する必要性はなく10,000円を損害額と認定し、必要な措置を講じるような勧告を出すよう求めるとの主張について、要件を満たしているので監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年12月4日に証拠の提出及び12月5日に陳述の機会を設けたが、12月4日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部総務課及び市民生活部くらしの相談課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

総務課職員からの事情聴取によると、湯沢北部自治協議会主催健康交流会(グラウンドゴルフ大会)の開催前(9月中旬頃)に協議会役員が市長と面会した際、グラウンドゴルフ大会を協議会で初めて開催するので市長賞(持回り用)として約10,000円位のトロフィーの寄贈依頼があり、それを承諾することとし、協議会でトロフィーを準備してもらい、その経費を確認後支払うこととしたとのことである。

くらしの相談課職員からの事情聴取は、次のとおりである。

事情聴取によると、湯沢北部自治協議会主催健康交流会(グラウンドゴルフ大会)については「湯沢市地域自治組織交付金交付要綱」に基づき交付を行っている。その事業の具体的な名称は、「平成25年度汗と笑いと感動のあるまちづくり事業(レクリエーション部)」で、その内容は、前森公園地内の広場を活用するため、老若男女が晴天には草刈りや整備、そしてグラウンドゴルフの練習等であり、交付金の対象経費(前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフ)は、143,884円(内訳 市交付金119,384円自己資金24,500円)でその経費から支出された内訳は、グラウンドゴルフの道具等79,350円、交流会茶菓子代38,070円、大会景品代24,500円(自己資金)、その他1,964円であるとのことであった。

なお、湯沢北部自治協議会の平成26年4月末現在の対象世帯数736世帯、対象人口1,786人である。

今回の支出に係る総務課交際費資金前渡の現金(500,000円)は、平成25年6月26日に交付され、精算が同年12月11日に行われた。その際、本請求書に添付された事実を証明する書面(支払証明書及び領収書の写し)が添付され、支払決議書の確認を会計管理者が行っている。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本請求で請求人は、平成25年10月13日湯沢北部自治協議会が開催した「健康交流会(グラウンドゴルフ大会)」へトロフィー代として交際費から支出した経費については、市から湯沢北部自治協議会へ「地域づくり事業交付金(前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフ含む)」が交付されているので、交付金から支出すべきものであり交際費より10,000円(トロフィー代)を支出する必要性はなく10,000円を損害額と認定し、必要な措置を講じるような勧告を出すよう求めている。

「地域づくり事業交付金」の目的は、地域の身近な課題を住民自ら解決する等、住民の自発的及び主体的なまちづくり活動を支援するための制度であり、事業内訳である前森公園地内広場の維持管理及びグラウンドゴルフは、地域の住民が互いに協力しながら地域にある前森公園地内広場の草刈りや側溝の清掃等の衛生管理等行い市の公園である広場を市民等の屋外の憩いの場として活用すべく施設の環境整備に努めている。また、協議会では広場を活用するためグラウンドゴルフ大会を行っているが、平成25年度交付金はグラウンドゴルフ用具の購入が大部分を占めており、グラウンドゴルフ大会の景品代は、協議会で賄っている。

交付金の主たる目的は前森公園地内広場の活用等を広く図るためであり、グラウンドゴルフ大会の運営は活用の一部である。

交付金からグラウンドゴルフ大会のトロフィーを購入せずに、トロフィーを市長賞として交際費から支出したことは、持ち回りで継続的に使用することやこの事業の継続により今後地域住民のつながり・連携が増幅していくことが見込まれることを考慮すると社会通念上違法・不当なものとは言えず、本件請求は理由がないものである。

第7 監査の結論

請求人の請求は理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。